

## 会議記録

令和7年度第7回香川県広域水道企業団水道事業等審議会を開催したので、次のとおり報告します。

会議名	令和7年度第7回香川県広域水道企業団水道事業等審議会
開催日時	令和8年1月20日（火）10:00～12:00
開催場所	香川県広域水道企業団 601・602会議室
議題	1 開会 2 本会の公開について 3 議題 (1) 料金水準について (2) 料金体系について (3) 今回の主な審議事項について 4 閉会
資料	別添のとおり
公開の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開
出席者	会長 安藤 茂 副会長 佐藤 裕弥 委員 境 輝美 ノ 土居 譲治 ノ 三谷 朋幹 ノ 持田 めぐみ ノ 森川 さち子 ノ 吉田 秀典 ノ 吉田 洋子 企業団 高木 孝征 ノ 近藤 壽文 ノ 穴吹 泰輔 ノ 福田 涼一 ノ 木内 浩之 ノ 石原 芳浩 ノ 小笠原 克典 ノ 加藤 良晃 ノ 渕田 周平 ノ 鏡原 孝博

	ノ 朝倉 浩司 ノ 遠藤 智義 ノ 植田 圭一 ノ 柳生 明 ノ 野崎 峰範 ノ 美濃 浩樹 ノ 正木 健作
傍聴者	傍聴申込み 1名、受入れ 1名
担当課及び連絡先	香川県広域水道企業団 企画調整課 (087) 826-6112

会議の経過	
<b>1 開会</b>	副企業長が挨拶を行う。 事務局より、会議の成立について報告する。
<b>2 本会の公開について</b>	本日の議題は公開とすることを決定する。 傍聴の申込みは 1名、受入れ 1名。
<b>3 議題 ((1) 料金水準について)</b>	議題開始の前に事務局から「香川県における水道の広域化の意義と効果について」の報告と安藤会長から審議会での審議の参考として提出された「会長説明資料」の説明を行う。
<b>議題 ((2) 料金体系について)</b>	資料に基づき説明を行う。質問や意見は議題(3)にて一括。
<b>議題 ((3) 今回の主な審議事項について)</b>	資料に基づき説明を行う。質問や意見は次のとおり。

## 【会長】

審議に入る前に審議の方法について、会長として提案したい。今回の4つの主な審議事項は、それぞれ今後の具体的な料金統一の検討に当たっての重要な方針となるものである。それゆえ今回の審議会で例えば多数決でどれかに決めるということではなく、各委員の意見や提案を伺い、次回3月10日に予定している第8回審議会で料金制度概案の作成に当たり、本日いただいた意見や提案を事務局で十分考慮のうえ次回に臨んでいただきたいと思うのだがどうか。

(委員から反対意見無し。)

## 【会長】

それではそのようにさせていただきたい。まず、4つの項目のうち1つ目の料金算定期間と2つ目の統一料金の段階であるが、先ほどの説明にもあったように密接に関連しているので合わせて意見をお願いする。

## 【委員A】

まず、この改定に当たって自分自身が県民としてどう整理するかというところが一つあったのだが、やはりこれまでの審議会で水道料金の値上げが必須であると。しかも、今回の会長の資料でも待ったなしであるということをまず自覚しないのと、県民にもPRをしないといけないと思う。一方、昨今の値上げが激しい中で、やはり県民としてはできるだけ値上げ幅が少ない方がいいのが本音だと思う。そういうことを踏まえ、やはり水道事業は長期にわたるものであることを考えて、検討案2のほうが好ましいと思っている。それから一括改定と段階的改定であるが、段階的改定にすると3年目に料金が上がるということですぐ次の改定期間となるので、やはり非常に値上げの間隔が短いと何度も上がったっていう印象を与えるし、また次回の改定期間に非常に苦労されるんじゃないかなと思う。そういうことから、一括改定で3年の方が好ましい。例えば3年前、5年前を振り返ってみると想定をしないことがたくさん起こっているので、やはりある程度期間を短くして、様々な事態に備えるという趣旨もあるので、期間は3年が好ましいと思う。

## 【委員B】

私も同じく一括3年が良いと思っている。理由は段階になると、この前料金を上げたのにまたっていう気持ちに絶対なると思うので、段階で上げるよりは1回で上がった方が良い。あと、安定的な経営ということを視点に入れるのであれば、検討案1が良い。

## 【副会長】

今回の審議の中ではまず考えたいのは、検討案1と検討案2を示しているところである。どちらの案でも総括原価で計算されているので問題ないが、研究者としては、検討案1を優先的に検討してはどうかという意見を持っている。そして算定期間が3年4年5年と年数が示されているところであるが、原則的にはまずは4年を中心に検討されはどうかと思う。特に今のような物価上昇局面においては、例えば5年と長くした場合

には、現在の経済環境の反映がそれだけ後送りになってしまうという点では、例えば4年を原則として考えた上で前倒しとして3年とすることによって、次の見直しの時にさらに経済環境なども含めて見直しをするという考え方の方が合理的ではないかなと思っている。それと一括改定と段階的改定については、やはりこれは一括改定でしっかりとした方針を明らかにした上で経営を行っていくということの方が安全・持続・強靭な水道には馴染むのではなかろうかと思っている。一点追加のコメントをしておく。今、4年を中心に、場合によっては3年との意見を述べたが、他方で水道料金というものはやはり生活者の経済的な状況を加味しなければいけないという点で、日常生活に必要不可欠なサービスを提供する水道としての役割があると思う。このようなことを鑑みると香川県内の水道利用者の経済環境を加味した上で、検討案2の採用を検討することによって経済的な負担を考慮するというのは、生活者の配慮という観点からあり得る。その場合（検討案2の場合）であっても、4年を中心として場合によっては3年となるのではないかということを付け加える。

#### 【会長】

それでは3つ目の「基本料金のあり方」に移る。水道の基本料金は、水道の使用量とは関係なく発生する費用である需要家費と固定費が全国的には概ね9割程度、残りの1割が従量料金部分に相当する変動費と言われている。香川県水道広域化基本計画によると「水道料金は令和10年度に水道料金を統一し、水道料金の統一にあたっては需要者が最も多い高松市の料金体系を軸に統一することを基本とする。」とされているが、高松市料金体系を軸にすると、口径によりかなり値上げになる事業体がある。費用全体に占める固定費の割合が大きいということを考えると、それに相当する基本料金を引き上げる必要があるということになるが、一方で料金統一を図るという観点からすると、激変緩和措置、すなわち、基本料金については、最高額と最低額の中間的な額とするような措置を講じる必要があるとの考え方もあるのではないかと思っている。このあたりを含め意見、提案をお願いしたい。

#### 【副会長】

基本料金については、計算上では基本料金の割合が9割になってしまうと言わざるを得ないのだが、そのようなことは非現実的であり、どのように調整というか、合理的に考えていくのかということになろうかと思う。そうした中で、高松市の料金を中心にしていうのは、一定の理解が得られる基準ではないかと思う。ただ、いずれの場合であっても水道料金というものが日常生活に非常に大きな影響があるという点で実務上の配慮としての激減緩和は常に行っていかなければいけないと思う。今回の場合でも、まずはあるべき姿を目指した上で議論したとしても、場合によっては激減緩和を講じることによって統一料金の実現を目指していくということが現実的な対応である。次回、さらに審議を深めるものだと思うが、現実的な実額負担を踏まえた上で激変緩和措置を取り入れるということがよろしいと思う。

【委員C】

2点教えていただきたいのだが、1点目は、工業地域の場合は企業誘致のためにあまり料金を高くすると企業が来ていただけないということで、そういうた取り計らいで大口径の基本料金を安くしていることがあるのかどうか、2点目は、口径が大きくなると面積が2乗で効いてくるわけであるから、2乗でコストがかかる気がするが、そういうことも計算して基本料金を算出しているのか。

【企業団】

1つ目の質問の企業誘致の考え方があるかどうかであるが、やはり一定程度あると思う。特に工業団地を作り、そこに企業を誘致するに当たっては、誘致をするための政策、水道だけに限らずほかの政策もあるとは思うが、誘致をする中の一つのポイントになっているかなと思う。2つ目の質問だが、例えば13mmの口径と20mm、50mmでは面積も関係すると思うが流量が変わってくるので、口径の流量比率に応じて設定する考え方がある。高松の場合は基本料金の単価を設定する際に流量比を参考に設定している経緯がある。

【委員C】

高松以外の事業体は流量比に沿っていないと思ったので質問した。

【会長】

私の提出した資料36ページを見ていただきたいのだが、以前高松では全国的にも有名な渇水があった。それで水需要の抑制策を含めて、全体的に大口多量使用者については、基本料金を高くして、できるだけ使用を抑えてもらう、基本料金だけじゃなくて、もちろん従量料金の話にもなるが、そういう政策が働いてるのかなというところ。これは調べて確認したわけではないが、そういうこともあるのかなと思った。いきなり事務局に聞いても無理かと思うので、分かれば次回にでも教えていただきたい。

【企業団】

高松では平成6年の渇水を契機に経営が厳しくなり、経営改革をするとともに平成12年に料金改定を実施した。基本料金については、それまでの考え方を改め基本料金部分の割合を大きくして経営の安定化を図ったと聞いているが、もう少しそのあたりの根拠を調べて報告させていただきたい。

【会長】

よろしくお願いしたい。それから、メータ一口径別の基本料金はどういう根拠に基づいて設定したのかもまた説明いただきたい。

それでは4つ目の遞増度のあり方についてであるが、先ほども説明したが、従量料金については、使用した水の量に応じて変動する費用を賄うものである。私の提出した資料42ページを見ていただきたいのだが、従量料金の差別料金制ということで、水道料金算定要領では、使用者群の差異に関わらず均一料金とするとされているけれども、その例外ということで、改定前の水道料金算定要領では、原価の配賦にあたり、生活用水

に対する配慮及び給水需給の実態等から、必要がある場合には、従量料金の差別料金制として、多量使用を抑制し、又は促進するため、従量料金については逓増又は逓減制とすることができるとされていた。このことを受け、逓増型料金制度が広く普及してきた。

しかし、大口使用者の使用量に比重を置いた料金体系は、大口使用者の給水量の影響を受けやすく、大口使用者の給水需要が減少傾向にある昨今においては、安定した給水収益の確保に支障を与え、健全な経営を妨げる要因となりかねないことと併せて生活用水使用者への配慮のような福祉的な施策は、一般行政で行うべき事項であるため、水道事業において、生活用水使用者への配慮のために大口使用者への負担を強いる運用は避けるべきである。これらの状況を踏まえ、健全な経営に資する総括原価の配賦方法を検討したところ、従量料金の差別料金制は廃止することが妥当であると判断された。以上の理由から、従量料金の差別料金制は廃止する。一方で、料金の急激な変動を緩和するため、将来的に解消することを前提に経過措置として存置することとした。ということで、あくまで従量料金部分についての逓増度をどうするかを考えるべきだ、そして究極的に均一料金を目指すべきだが、今はいきなりそこへ持っていくのは出来ないので、緩和措置として段階的に逓増度を緩和していくことになると思っているが、委員に意見をお聞きしたい。

#### 【副会長】

逓増度については、緩和の方向であるべきと思う。そうしたときに、現在の大口需要者の水需要の状況なども踏まえて検討していくということ、また、地域の実情に合わせて考えていくということが合理的ではなかろうかと思う。

#### 【会長】

私の提出した資料 37 ページを見ていただきたいのだが、逓増度の算定方法については、水道料金算定要領などで算定方式が示されてるわけではなく、各事業体で判断して算出している。一つは事務局から示された逓増度の例であり、従量料金の最高単価を 13 ミリの基本料金と 10 m<sup>3</sup>使用時の従量料金の合計額の基本単価（1 m<sup>3</sup>あたり）で割る方法。もう一つが、従量料金の単価の比較ということで、従量料金の最高単価を最低単価で割る方法で、2つの主な方法がある。

#### 【副会長】

全国的な水道料金の逓増度の考え方としては、議論となっているとおり 2 つの考え方が混在していて、全国それぞれの団体が必要に応じて選択しているという実情がある。しかしながら、1 m<sup>3</sup>あたりの単価をいくらに設定するかという考え方をとるならば、従量料金の枠の中での最小単価と最大単価の倍率、この割合が今後の水道料金の検討に当たっての基本的な考え方として合理的だと思う。

#### 【会長】

私の提出した資料 41 ページを見ていただきたい。繰り返しの説明になるが、口径

150 mmで見ると使用量が少ないと、1 m<sup>3</sup>あたりの料金が高く、使えば使うほど下がっていく。口径 13 mmであれば一定の水量以上は逓増になっているけれども、全体としてみると逓減していることに違和感がある。そのあたりを事務局はどう思っているのか。

【企業団】

企業団内の各事業体の逓増度を比較する場合には、口径別・用途別料金体系や基本水量の有無などの違いがあるので、それを同じ条件で比較するということで、従量料金の最高単価を基本料金と 10 m<sup>3</sup>使用時の従量料金の合計額の基本単価で割る方法を採用し、今まで県内各事業体の違いを説明させていただいている。最終的には統一料金になるということで、料金体系を検討するに当たっては最低単価と最高単価の逓増度をどのあたりに設定していくのかを議論していかなければならないと考えている。

【会長】

参考だが、私の提出した資料 40 ページに高松事業体の 0~150 m<sup>3</sup>までの 1 m<sup>3</sup>当たりの水道料金及び下水道使用料を掲載している。基本料金と従量料金を合わせて計算した 1 m<sup>3</sup>当たりの単価であるが、口径 13 mmだと大体 2 カ月で 40 m<sup>3</sup>の単価がもっとも安い。口径 150 mmだと 250 m<sup>3</sup>が一番安くて、一方で高松市の現在の下水道使用料であれば 30 m<sup>3</sup>が一番安くて改定案だと 40 m<sup>3</sup>ぐらいであるということで、必ずしも少量使用者配慮型ではなく、2 人以上の世帯だと多分 2 カ月だと 40 m<sup>3</sup>程度ぐらいだろうから、そういうところが一番安くなっているのが現状ではないかなと考えている。また、現在の高松事業体の従量料金の最低単価が 40 円、最高単価が 240 円ということで 6 倍の差があるので、ここをどういうふうに緩和していくかだが、40 円を引き上げると逓増度は緩和される。一方で最低単価をあまり上げるべきではないとなると、最高単価の上げ幅を下げないといけない。そうなると収益が減ってしまうので、そこら辺のバランスをどうつしていくかということがこれから必要になるのではないかと思う。

【委員D】

会長の話から、2 人以上の世帯だと 2 カ月で 40 m<sup>3</sup>程度ぐらいの使用量というのを知ったが、今後、口径別に使用水量ごとの比率が分かる資料があれば議論がしやすいと思う。

【会長】

口径別にどのぐらい使用されてて、また、どのぐらいの収益があるかを把握して考えたいところがある。例えば料金をこのぐらい改定すると、どの部分でどれくらいの収益が増えるのかとか、そういう資料も作成していただければと思う。

【委員E】

会長提出資料の 39 ページで口径 13 mm の逓増度が 6 倍になっていることについて、この部分はあくまで節水効果を目指して料金を高く設定しているのであって、基本的な考え方の逓増度は同ページの口径 25 mm 以上の逓増度 1.85、資料 1 の 14 ページの 1.71 だと思う。理論的に逓増度というのは、最低単価と最高単価の割合で見るのがいいとのこ

とだが、理想論としては逓増度が1なんだろうが、2ぐらいの逓増度は許容できないものか。

**【会長】**

まず私から説明するが、会長提出資料 31 ページに高松事業体の現在の料金表を掲載している。口径 13 mm では従量料金の最低単価 40 円、最高単価が 240 円であるから、この 40 円と 240 円を比べると 6 倍となる。特徴として記載もしているが、口径 13 mm においては少量使用者へ配慮した料金体系である。このあたりをどのようにするのかとなると思う。

**【企業団】**

高松の基本料金を含めた場合の逓増度は 1.71 で、従量料金単価のみでは口径 13 mm 及び 20 mm の場合は 6 倍になるということだが、当時はそれまでの料金単価や水量区分も考慮しながら単価を検討したと思う。特に香川県の場合は渴水が多いということもあり、少しでも節水してもらうという意味合いで料金単価の設定、それから低い料金単価の部分については、少量使用者への影響を少なくするということ、このあたりを最終的にどのようなバランスにしていくかを考えていく。

**【副会長】**

今日の議論全体を通じてのコメントであるが、水道料金として考えるべき「基本料金との従量料金との関係」、そして「逓増度の関係」などを踏まえ、事務局から算定期間 3 年～5 年のシミュレーション、さらには一括あるいは段階的かの案が示された。総括原価の観点からは、事務局案のどれを取っても合理的な数字が提示はされてるようである。後は、具体的に詰めきれない部分、あるいは理論的に追及することによって大きな変化が生ずるがために激変緩和措置が必要な部分はどうしても残ると思う。

次回の審議会では、水道利用者が負担すべき範囲、そのような部分まで含めて資料を提供いただくことをお願いしたい。

**【会長】**

事務局にはその方向で検討していただきたい。

**4 閉会**